

平成 30 年 7 月豪雨災害における学費減免特別措置について（新入生対象）

平成 30 年 7 月豪雨により被災された受験生の経済的負担を軽減し、進学のを確保することを目的とする学費減免特別措置を実施します。

1. 特別措置対象者

平成 30 年 7 月豪雨による災害により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の受験生で、以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 主たる家計支持者（学費負担者）が災害に起因する事由で死亡もしくは行方不明である場合
- ② 主たる家計支持者（学費負担者）が居住する家屋が罹災証明書等により全壊の損害を受けたと認定された方
- ③ 主たる家計支持者（学費負担者）が災害に起因する事由で 6 か月以上の長期療養中もしくは重度の障害を負っている場合
- ④ 主たる家計支持者（学費負担者）が居住する家屋が罹災証明書等により半壊の損害を受けたと認定された方

2. 特別措置の対象となる入試制度

- (1) 平成 31（2019）年度入学試験 ※編入学を含む

3. 特別措置内容

- (1) 上記①②に該当する方は、授業料全額相当額免除
 - (2) 上記③④に該当する方は、授業料半額相当額免除
- ※ いずれの場合も免除期間は入学初年度の 1 年間とする。
- ※ 徳山大学独自奨学生制度との併用は不可とする。

4. 申請方法

原則として、当該入学試験の出願登録期間開始日までに、下記（1）～（4）の申請書等を入試室まで提出してください。申請書類に基づき確認を行い、結果を文書で通知します。

上記申請期限に間に合わない場合はご相談ください。ただし、当該入学試験の出願期間・手続期間の延長は行いません。

- (1) 学費減免特別措置申請書(入学志願者用)

- (2) 公的機関の発行した被災状況証明書（罹災証明書）
- (3) 1－①の場合、被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）
- (4) 1－③の場合、医師の診断書（写し）

※ 出願前に必ず入試室まで申請する旨ご連絡ください。

5. 申請書の提出先・問い合わせ先

徳山大学 入試室

〒745-8566

山口県周南市学園台 843-4-2

TEL : 0834-28-5302(入試室直通) FAX:0834-28-8790

MAIL:nyushi@tokuyama-u.ac.jp